

厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件  
 新旧対照条文

厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>八 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。）</p> <p>（ 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、<u>共同生活介護サービス費</u>の注5に掲げる単位数を算定されるもの（三）に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>八 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。）</p> <p>（ 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、<u>共同生活介護サービス費</u>のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの（三）に掲げる者を除く。） 次のaからcまで</p>

区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一五、〇〇〇単位
- b 区分五に該当する者 九、五四〇単位
- c 区分四に該当する者 七、四四〇単位

(三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、六六〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費のホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費（以下「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（五）に掲げる者を除く。）次  
のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一六、七八〇単位
- b 区分五に該当する者 一一、〇七〇単位
- c 区分四に該当する者 九、〇〇〇単位
- d 区分三に該当する者 七、九一〇単位

(五) (略)

二・ホ (略)  
へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、二及びホを算定される者（ロから二まで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活介護サービス費のイから二までの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第16の1の共同生活援助サービス費を算定される者 二、一一〇単位

に掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一五、〇〇〇単位
- b 区分五に該当する者 九、五四〇単位
- c 区分四に該当する者 七、四四〇単位

(三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、六六〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費のロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費（以下「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（五）に掲げる者を除く。）次  
のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一六、七八〇単位
- b 区分五に該当する者 一一、〇七〇単位
- c 区分四に該当する者 九、〇〇〇単位
- d 区分三に該当する者 七、九一〇単位

(五) (略)

二・ホ (略)  
へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、二及びホを算定される者（ロから二まで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第16の1の共同生活援助サービス費を算定される者 二、一一〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

- (1) (3) (略)

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

- (1) 区分六に該当する者 八、四〇〇単位  
 (2) 区分五に該当する者 五、一四〇単位  
 (3) 区分四に該当する者 三、二五〇単位

別表  
 リ (略)

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百二十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千九十九
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千七十五
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千六十六
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千五十四

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

- (1) (3) (略)

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

- (1) 区分六に該当する者 八、四〇〇単位  
 (2) 区分五に該当する者 五、一四〇単位  
 (3) 区分四に該当する者 三、二五〇単位

別表  
 リ (略)

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百二十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千八十一
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千六十八
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千六十三
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千五十四

地域区分欄に掲げる六級地	千分の千四十八
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千三十九
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千三十
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千二十七
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千九
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

地域区分欄に掲げる六級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千四十二
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千三十二
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千二十九
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千二十三
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千十五
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千十四
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千九